乳幼児期手話言語獲得ネットワークに関する規約（案）

資料7

（目　的）

第１条　大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「条例」という。）第３条の「聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得（以下「乳幼児期手話言語獲得」という。）することのできる機会の確保」の推進及びその協力を図るため、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を運営する。

（ネットワークの役割）

第２条　ネットワークは、前条の目的を達成するため、特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構が実施する乳幼児期手話言語獲得に係る取組み（以下「事業」という。）を通じて得られたノウハウ及び課題（事業に係る研究成果を含む。）の整理、共有及び普及を行う。

（メンバー）

第３条　ネットワークのメンバーは、手話言語条例評価部会長のほか、聴覚に障がいのある乳幼児を主な対象とした福祉サービスその他のものを常時提供する者又は聴覚障がい児の言語としての手話獲得支援に係る学識経験のある者であって、別表に掲げるものとする。

２　前項のメンバーについて、次の各号のいずれも満たす者から新たにメンバーになろうとする旨の申請があったときは、随時に追加することができる。

一　聴覚に障がいのある乳幼児を主な対象とした福祉サービスその他のものを常時提供する者又は聴覚障がい児の言語としての手話獲得支援に係る学識経験のある者であること。

　二　ネットワークの趣旨及び目的を理解し、これらに賛同する者であること。

　三　公序良俗に反する者でないと認められるものであること。

３　メンバーは、第１条の目的の達成及び事業の成功のために、相互に協力しなければならない。

（事務局）

第４条　ネットワークの事務局は、大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループに置く。

（その他）

第５条　その他、この規約に定めのない事項は、事務局がこれを定める。

附　則

この規約は、平成２９年６月２１日から施行する。

附　則

　この規約は、平成３１年１月２４日から施行する。

附　則

　この規約は、令和３年１月〇日から施行する。

別表

乳幼児期手話言語獲得ネットワーク　メンバー一覧

○河﨑佳子　神戸大学大学院教授

〇特定非営利活動法人　手話言語獲得習得支援研究機構

○公益社団法人 大阪聴力障害者協会

○社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会　ぴょんぴょん教室

○社会福祉法人愛徳福祉会　大阪発達総合療育センター　ゆうなぎ園

○株式会社サイレントボイス

○株式会社ベストケア・パートナーズ　児童発達支援事業所 なないろ

○支援教育課

○地域保健課

○府立聴覚支援学校（主に早期相談支援）

○自立支援課

（順不同）（令和３年１月〇日現在）